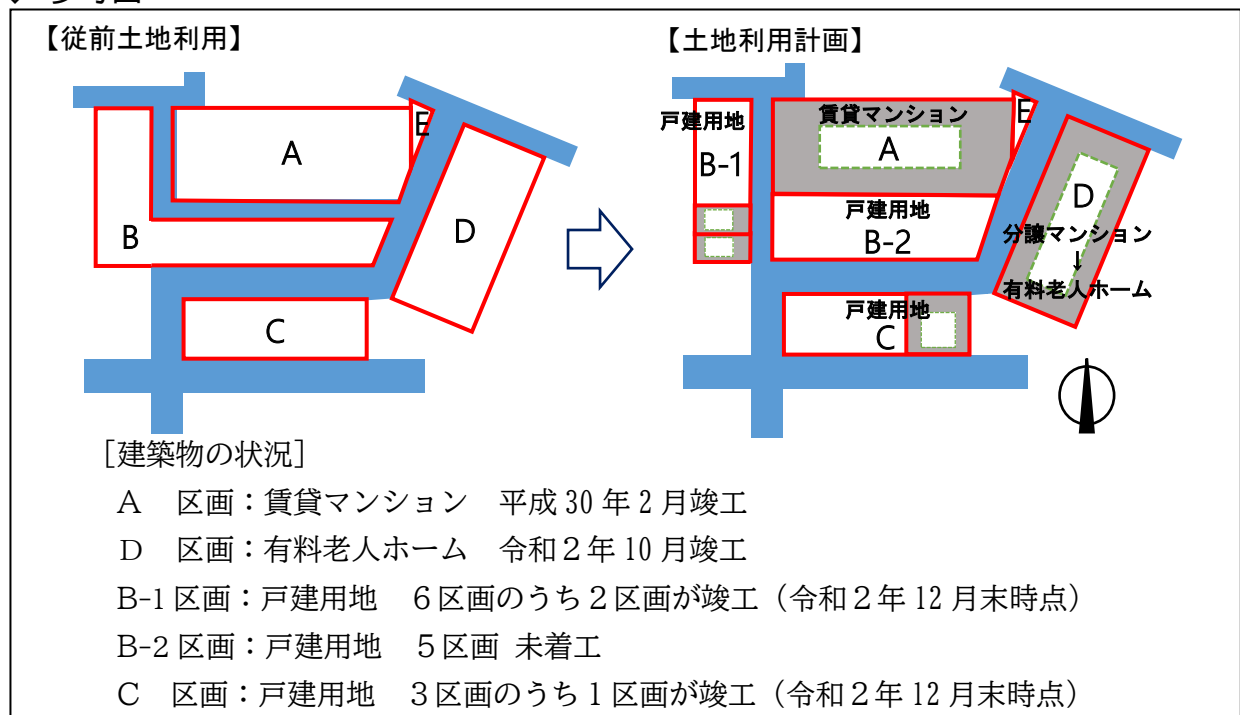


開発行為許可処分取消申立事案（現在の状況について）

【経過概要】

- ・平成 26 年、大阪市阿倍野区北畠 2 丁目において、賃貸マンション（A 区画、5 階建て・1 棟）、分譲マンション（D 区画、5 階建て地下 1 階・1 棟）及び戸建分譲住宅（B 区画、C 区画）の建設を目的とする開発が計画される。（下記◇参考図を参照）
- ・一部の住民らは、A～D 区画全体に係る開発行為及び風致地区の斜面地における建築物の高さなどに違法性があるとし、開発許可及び建築確認を対象とした不服申立てを行ってきた。
- ・A 区画については、平成28年11月に建築審査会への審査請求、平成29年6月に国交大臣への再審査請求、平成29年7月に建築確認に関する訴訟がなされたが、いずれも訴えは棄却された。
- ・D 区画については、平成28年12月に開発審査会に対して開発許可に関する審査請求がなされ、平成29年11月に棄却された。あわせて平成29年6月に建築審査会に対して審査請求がなされ平成29年12月に棄却され、いずれも再審査請求はされなかった。
- ・平成29年11月には、建築確認及び開発許可に関する訴訟が提訴されたが、平成30年度には事業者において分譲マンションから有料老人ホームへの計画変更、建物高さの見直しがされ、さらには地元住民の要望に対応すべく、事業者と地元住民で協議が進められ、令和元年7月に訴訟が取り下げられた。（第50回開発審査会にて報告済）

◇ 参考図



- ・事業者は、適宜地元住民と対話を継続しながら、順次、建築物を竣工させている。